

他の事例

二条大路木簡 天平8年(736)8月2日兵部省卿宅政所宛中宮職移(京34513)

舍人などから考文錢と同時に知識錢を徵収。

西隆寺跡出土木簡(今泉隆雄『古代木簡の研究』吉川弘文館、1998)

称徳天皇発願

知識錢付札 官司(修理司・近衛府) 単位・個人単位

西隆寺跡出土漆紙文書(奈文研『平城京漆紙文書1』2005)

優婆夷・鉄工等食料支給文書。仏教を媒介に女性労働力を動員。

様々なレベルの知識

天皇発願の寺院造営…強制的知識物徵収。

3-2-3 小結

天皇主導の知識…律令制的行政機構を単位に徵収(官司単位・国郡単位)。

租税に上積みして徵収。女性も動員可能。

栄原 2006 「王權的知識」

大仏造立・天平宝字2年知識大般若經(山本 1986)

天皇の詔による知識。官司機構単位での写経事業。

「支配の正当性」の観点

知識物を徵収する正当性の根拠=天皇の仏教信仰上の意志。

律令の規定ではない。伝統的貢納でもない。

3-3 大野寺土塔の文字瓦

3-3-1 大野寺土塔と出土文字瓦の概要(堺市教育委員会 2004、近藤 2004、岩宮 2004)

所在:大阪府堺市土塔町

形態:平面一辺53.1m方形、高8.6m以上。

瓦積基壇上に十三重の土積みの塔。各層屋根に瓦を葺く。

『行基年譜』

「行年六十歳丁卯 聖武天皇四年 神亀五年丁卯

大野寺 在泉州大鳥郡大野村 二月三日起」(聖武4年=丁卯年=神亀4=727)

文字瓦の類型

(1)「神亀四年」銘軒丸瓦

「神亀四年／×卯年二月×」

瓦当面に刻銘…瓦当面製作段階に記した文字。=創建期。

『行基年譜』当該部分の信頼性。架空の記述ではなく単なる錯誤。

(2)「知識」銘丸瓦

「×遣諸同知職尔入×

八月卅日」

大野寺土塔が知識により造営されたことを端的に示す。